令 2 財 政 第 93 号 令和 2 年(2020 年) 10 月 27 日

各 部 局 長 表 教 育 長 長 秦 卒 部 長 長 秦 秦 帝 帝 長 表 養 会 事 務 局 長 各種委員会事務局長 企 業 局 長

様

総 務 部 長

令和3年度当初予算見積書の提出について

「コロナの時代」における活力みなぎる山口県の実現

本県ではこれまで、「活力みなぎる山口県」の実現を目指して、「やまぐち維新プラン」及び「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少問題をはじめとした県政が直面する諸課題に立ち向かうための施策に予算を重点配分し、取組を着実に推進してきました。

しかし、令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、瞬く間に世界中へ広がり、本県においても、その感染拡大を防止するため、外出や移動の自粛など、人と人との接触機会の低減が求められ、これに伴い社会経済活動は大きく落ち込み、県づくりの取組も停滞を余儀なくされています。

一方で、感染の拡大は、人口密度が高く、経済機能等が集中する大都市部のリスクを顕在化させたほか、テレワークの経験等を通じて地方移住への関心が高まるなど、国民の意識・行動にも大きな変化が生じつつあります。

国においては、これを社会変革の契機と捉え、ウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の構築を目指して、今後、社会全体のデジタル化が強力かつ一気に進められようとしており、これによって我が国の未来に向けた経済成長を牽引し、「Society5.0」と言われる超スマート社会を実現するとされています。

こうした動向を踏まえ、令和3年度は、直面する感染症の危機を乗り越え、「コロナの時代」にあっても、活力に満ちた山口県の未来を切り拓いていくため、10月に新たに策定した「『コロナの時代』に対応するための施策推進方針」(以下、「施策推進方針」という)に基づき、県づくりの取組を再び前に進めます。

本県の財政状況

今年度は、新型コロナウイルス感染症や7月豪雨災害への対応などにより、これまでにない大規模な補正予算を編成したことに加え、来年度の県税収入については、感染症の影響により、大幅な減収が見込まれるなど、本県財政は極めて厳しい状況にあります。

来年度の財源不足額は、現時点で約70億円が見込まれており、新型コロナウイルス感染症による県民の命や健康が脅かされる未曾有の危機的事象に対応するためには、どこまでも選択と集中の観点から、真に必要な施策に限られた人的資源・財源を集中投資する必要があります。

国の予算編成と地方財政

国においては、令和3年度予算の概算要求の具体的な方針において、要求額は基本的に前年度同額とした上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとされており、その際には、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされています。

「新経済・財政再生計画」では、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度まで、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

一方、新型コロナウイルス感染症対策に必要な地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金等の財源措置に加え、本年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増等の取扱い等については、予算編成過程で検討することとされているなど、地方財政を取り巻く環境は不透明で、予断を許さない状況です。

予算編成の基本方針

これらのことを踏まえ、来年度当初予算は、「『コロナの時代』における県づくりの推進」と「事業の選択と集中による予算配分の重点化」の2つを基本方針として、予算編成に取り組みます。

まず、県民の命と健康を守ることを最優先に、更なる感染拡大への備えや低迷している社会経済活動の段階的な引上げに重点的に取り組むとともに、感染拡大の局面で生まれた

社会変革の動きを施策推進に確実に取り込み、取組を加速化することで、より大きな成果につなげていきます。

加えて、選択と集中の観点から、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする今後の県づくりの推進に必要な施策に限られた財源を集中投資します。

具体的な方針は下記のとおりですが、職員一人ひとりが本県財政の厳しい状況を十分認識の上、限られた財源の中で、選択と集中を徹底し、実効性の高い施策の構築とともに、真に必要な事業への重点化や、既存事業の廃止等による事業の厳選を行った上で、的確な見積りを行うようお願いします。

なお、別添の「見積作業基準」は、国の動向等が不透明な中でも当面の編成作業を円滑に進めるためにお示しをしたものであり、国の予算編成及び地方財政対策等が明らかになり次第、必要に応じ、事業の再見積りを求めることもあり得ますので、御留意願います。

記

I 年間総合予算の編成

令和3年度当初予算は、「年間総合予算」として編成する。

Ⅱ 総括的な事項

1 「コロナの時代」における県づくりの推進

- (1) 施策推進方針に基づき、新型コロナウイルスの更なる感染拡大を最小限に食い止めるとともに、感染拡大に備え、医療提供体制を維持・強化するために必要な取組等については、「コロナ対策特別分」として、重点的に予算配分するため、万全の対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症という危機から生まれた変化を成長へつなげるため、 国の政策にも呼応し、デジタル化等の新たな日常を通じた質の高い経済社会を目指 すための施策については、今年度補正予算により先行実施したものを含め、「施策 重点化・加速化分」として、重点的に予算配分するため、積極的な施策の構築を図 ること。

なお、この経費については、今年度補正予算により先行実施したものを継続して

実施するものを除き、新規の事業を対象とし、既存事業の振替は認めない。

(3) 見積りに当たっては、新型コロナウイルス感染症など社会情勢の変化を踏まえ、 全ての事業について、従来の手法にとらわれず、必要性や効果を検証し、事業内容 ・規模をゼロベースで見直すこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする今後の県づくりの推進に必要な施策に限られた財源を集中投資するため、オンラインで代替可能な会議や研修、海外出張、不急の事業等は原則として中止または見送りをすること。

その上で、維新プランにおける各プロジェクトの目標の達成・懸案事項の解決に 向けた具体的な課題、対応策、成果、スケジュール等を明確に示すこと。

(4) 新規事業については、「成果主義」を徹底の上、維新プランの計画期間内において、事業効果の発現が早期に図られるよう、実効性の高い施策の構築及び適切な事業期間の設定を行うこと。

また、国や他都道府県をはじめ、県内の企業、関係団体など多様な主体との更なる連携の維持・強化を進め、現場のニーズに的確に対応し、各主体のノウハウや強みを活かす事業スキームの構築を図ること。

- (5) 継続事業については、実績等の検証を踏まえた上、着実に成果につながるよう、 一段と実効性を高める工夫を図ること。
- (6) 部局横断的な課題に対しては、部局間連携を積極的に進め、課題の共有や各部局の役割を踏まえた実施体制の構築などにより、効果的・効率的な施策の構築を図ること。
- (7) 市町と適切な役割分担を図りつつ、更なる連携強化を進め、市町と協働する事業については、十分な協議と情報提供に努めること。
- (8) 厳しい財政状況にあっても着実な施策構築を図るため、地方創生推進交付金等の国の財源措置を最大限に活用すること。

2 事業の選択と集中による予算配分の重点化

(1) 選択と集中の視点に立って、事業の取捨選択と優先順位付けを行い、事業の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、限りある財源の有

効活用に努めるとともに、歳出のスリム化を進めること。

- (2) 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を 一律に削減するのではなく、真に必要な施策・事業に財源を重点配分すること。
- (3) 県有施設については、公共施設等マネジメント基本方針に沿って、財政負担の軽減・平準化を図ること。

3 国の制度変更等への適切な対応

国の制度・政策の変更に対しては、その内容等を的確に把握・分析の上、県としての対応を検討する必要がある事業について、国と地方あるいは県と市町の役割分担、県の既存施策との重複や整合性等を改めて検証し、県が果たすべき役割や実施すべき事業のあり方等を見積りに的確に反映させること。

Ⅲ 歳入に関する事項

1 県税

今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、引き続き、徴収対策の強化を図ること。

特に、個人県民税は、市町と一体となった効果的な徴収対策に努めること。

2 国庫支出金

- (1) 国における予算編成の状況を踏まえ、国庫支出金の廃止・縮減等の動向に十分留意し、県の財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応すること。
- (2) 国制度の枠内において、積極的に財源を確保するため、情報収集等に努め、必要な国庫支出金については、できる限りの導入確保を図ること。
- (3) 地方創生推進交付金の見積りに当たっては、予め総合企画部と十分な調整を行うこと。

3 使用料及び手数料

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正

な料金設定を行うこと。

4 分担金及び負担金

事業内容に応じた受益者負担の適正化等を推進するとともに、各種負担金の収納率の向上に努めること。

5 財産収入

- (1) 各種基金については、金利動向を踏まえ、適正かつ効率的な運用を図ること。
- (2) 県有財産については、改めて売却可能性や処分時期の前倒しについて検討を行い、 引き続き、積極的な処分を進めるとともに、直ちに処分が困難な物件については、 売却までの暫定的な利活用として、貸付等による有効活用に努めること。

6 その他の収入

- (1) 事業全般にわたり、可能な限りの歳入確保に努めること。
- (2) 貸付金等における未収金対策については、新たな未収金を発生させることなく適切な債権保全に努めるとともに、山口県債権管理条例に基づき各部局に設置した債権管理者のもと、確実な回収に向けて組織的かつ計画的な対応の強化を図ること。
- (3) スポーツ・文化施設等へのネーミングライツ導入や県有施設、広報誌等への企業 広告の更なる導入など、積極的に新たな収入確保の取組を推進すること。
- (4) ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度については、制度の趣旨を踏まえた 積極的な利用促進を図ること。
- (5) 対象事業の必要性等を検証の上、余剰基金の取崩しや特別会計剰余金の繰り入れに取り組むこと。

IV 歳出に関する事項

1 職員給与費等

(1) 組織のスリム化や事務事業の見直しによる業務量の削減・業務の効率化を図り、厳格な定員管理等による総人件費の計画的な縮減に取り組むこと。

また、会計年度任用職員や特別職非常勤職員等についても、業務の実態に応じた配置の必要性について徹底的に検証し、見直すこと。

(2) 新規事業の構築等に伴う新規増員は、全体として増員につながらないよう、会計年度任用職員等を含め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存事業の整理または定員の再配置により対処すること。

2 公共事業等

- (1) 国の公共事業予算の動向、地方財政計画等を踏まえつつ、施策推進方針に基づき、特に重点化・加速化すべき取組を優先的に実施するほか、限られた財源で効率的な整備を図るため、事業の必要性や優先性、投資水準、投資効果等を十分検討すること。
- (2) 公共事業の効率性・透明性の向上を図るため、再評価等を通じて、これまで以上に費用対効果の分析に努め、これを予算編成に適切に反映させること。
- (3) 政策入札制度の拡充や品質確保の観点を踏まえつつ、計画・設計から維持管理までの総合的なコスト縮減を検証し、今後の計画的な予算執行に支障のないよう努めること。

3 国庫補助事業等

(1) 国の予算編成の動向に十分留意し、適切に対応すること。

なお、国庫補助金等の廃止・縮減に際して、単純な県費振替は認めないものであること。

(2) 本県における実施の必要性、事業効果、超過負担の状況等を十分検討し、導入すべき事業については、その県費負担の財源を確保した上で取り組むこと。

4 補助金

- (1) 新たな施策への転換、廃止、統合・メニュー化、補助率の改定、融資制度への切り替えなど、状況の変化等を踏まえた不断の検証・見直しを進めること。
- (2) 特に単県補助金については、国・県・市及び民間との役割分担を踏まえ、支援対象や補助金額、補助の水準、社会・経済情勢に照らした交付の必要性等について、その妥当

性を検証し、見直しを行うこと。

5 貸付金

金利動向や資金需要、関係金融機関の貸付状況等を踏まえ、廃止、縮小、貸付条件の改定等について検討すること。

6 物件費及びその他の経費

- (1) 引き続き、内部経費の一層の節減合理化等を図ること。
- (2) 「外部委託推進ガイドライン」に沿って、民間との役割分担や効率性、サービスの質の確保等の点に十分配意の上、民間、NPO等への事務事業の委託を積極的に推進すること。
- (3) 受託事業については、人員増、超過負担を招くことのないよう留意するとともに、 原則として人件費相当額を対象経費に算入すること。

Ⅴ その他の事項

1 債務負担行為

将来における財政硬直化の大きな要因となるので、緊急不可欠なものに限り見積り を行うこと。

2 特別会計及び企業会計

予算の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

令和3年度当初予算見積作業基準

※ 当面の見積りに当たっては、以下の作業基準によること。

	たつては、以下の作業基準によること。
経費区分	見 積 作 業 基 準 等
1 一般行政経費	経費支出の妥当性等を精査し、可能な限りの経費の削減を図った 上で、以下のとおり見積ること。
(1) 経常的経費	一般行政事務費(A経費)、県民利用施設等に係る維持管理経費(B経費)とも、 <u>前年度当初予算額(一般財源)の100%の範囲内</u> において、それぞれ見積りを行うこと。
(2) 義務的支出 (扶助費含む)	義務的な性格を有する支出としての妥当性を改めて検証した上で、国における制度見直しの状況等を踏まえながら、最大限の抑制・削減を図り、年間所要見込額を見積ること。
2 施策的経費	(1)「『コロナの時代』に対応するための施策推進方針」に基づき、 ① 新型コロナウイルス感染症対策として今年度補正予算により 措置し、財政課が別途指定する事業については、コロナ対策特別 分として、 <u>所要額</u> を見積ること。 ② 今年度9月補正予算において、次年度以降も継続して実施する ことにより事業効果を高めることが明らかなものとして構築し、 財政課が別途指定する事業については、「施策重点化・加速化分 (先行実施分)」として、 <u>所要額</u> を見積ること。 また、特に重点化・加速化すべき取組として新規に構築する事 業については、「施策重点化・加速化分 (新規分)」として、 (3)その他分で削減した額 (一般財源)の 50%の範囲内で見積ること。
	(2) 制度として所要額が一定の算定基準に従い決定される事業については、制度のあり方や事業内容等の見直しにより、事業費の抑制・削減を図り、 <u>必要最小限の額</u> を見積ること。 (3) その他の事業については、実績等の検証を踏まえた上、事業内容の見直し等による実効性の高い施策の構築を図るとともに、前年度当初予算額(一般財源)の 90%の範囲内において、メリハリのある見積りを行うこと。 ※ いずれも地方創生推進交付金等の特定財源を積極的に活用すること。
3 建設的経費	「『コロナの時代』に対応するための施策推進方針」に基づき、特に重点化・加速化すべき取組への優先配分を行うこと。
(1)補助直轄事業(2)単独事業(3)県営建築事業(4)その他の投資的経費	国の予算編成・地方財政計画等を踏まえ、予算編成過程で別途指示
(5) 災害復旧事業 4 給 与 関 係 費 (退職手当含む)	早期復旧を図る方針の下、所要額を見積ること。 別途指示